

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年7月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条の規定に基づき、「（仮称）川崎池上新町商業施設及び物流センター事業」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

- ・川崎プロパティ－特定目的会社
取締役 森内 ナンシー 千代
東京都千代田区永田町二丁目13番10号
- ・ラサルインベストメントマネジメント株式会社
代表取締役 内山 裕敬
東京都千代田区永田町二丁目13番10号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名 称

（仮称）川崎池上新町商業施設及び物流センター事業

（2）種 類

商業施設の新設（第3種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区池上新町三丁目1番6

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目 的

商業施設及び物流倉庫施設の建設

（2）内 容

区 分	商業施設	物流倉庫施設	合 計（全施設）
建築敷地面積	64,194.2㎡		
建物面積	約15,100㎡	約26,900㎡	約42,000㎡
延べ面積	約31,100㎡	約129,000㎡	約160,100㎡
建ぺい率	約65.4%		
容積率算定床面積	約128,100㎡		
容積率	約199.6%		
建物階数	2階、一部4階	5階	

建物最高高さ	約 1 4 m	約 3 5 m	
建物構造	柱：鉄骨鉄筋コンクリート造 梁：鉄骨造	鉄筋コンクリート造	
駐車場台数	約 7 1 0 台	約 4 4 0 台	約 1 , 1 5 0 台
駐輪場台数	約 4 0 台		約 4 0 台

5 指定開発行為の施行期間

平成 1 8 年 8 月 ~ 平成 1 9 年 1 0 月

6 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成 1 7 年 7 月 2 7 日 (水) から平成 1 7 年 9 月 9 日 (金) まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁 (環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。